

長谷エグループ行動規範

1. 規範制定の目的と適用範囲

(1) 目的

本規範は、長谷エグループ各社が誠実かつ社会に貢献する企業活動を展開していくために、各社に属する役職員の行動の基本的な規範を定めたものである。

(2) 適用範囲

本規範は、長谷エグループ各社の全ての役職員（役員及びこれに準ずる者、並びに社員及び出向社員を含む）に適用される。また派遣社員・パートタイマー等その他の従業者にも準用される。

2. 行動の基本姿勢

(1) 良識と責任ある行動

あらゆる企業活動の場においてはもちろん、私生活の場においても社会的良識に従い、長谷エグループの役職員としての自覚をもって誠実かつ責任ある行動をとる。

(2) 法令等の遵守

あらゆる企業活動の場において、法令及び社内規程等を常に遵守する。業務に必要な法令に関する情報の収集、蓄積、更新及び共有に努める。

(3) 人命の尊重

建築物の新築工事やリフォーム工事における安全管理はもちろん、震災対策や防火等、あらゆるリスクに対して常に顧客、近隣住民、協力会社社員、役職員他の人命を尊重して企業活動を行う。

(4) 人権の尊重

あらゆる企業活動の場において、すべての人の基本的人権を尊重し、人種、国籍、出生、信条、宗教、性的指向、性自認、年齢、障がいの有無等の理由による差別や個人の尊厳を傷つける行為を行わない。

(5) リスク顕在化の予防

業務の遂行に当り、常に事業活動に損失を与えるリスクを意識し、リスク顕在化の防止策を講じる。リスク情報は速やかに上司に報告する。

3. 健全かつ誠実な事業活動

(1) 各種業法の遵守

建設業法・宅地建物取引業法をはじめとして、業務に関わる法令に常に注意を払い、理解し遵守する。また、許認可取得及び届出等の手続きについても厳正かつ確実に実施する。

(2) 品質管理の徹底

建築物の設計・施工に当っては、取引会社から提供された資材等も含めて品質管理を徹底し、顧客の信頼を得られる建物を供給する。また各種サービスの提供に当たっても、サービスの品質の維持・向上を図る。

(3) 安全管理の徹底

建築物の新築工事やリフォーム工事における安全管理を徹底し、事故の防止を図る。特に第三者を巻き込んだ事故は、その重大性を考慮し、発生防止に細心の注意を払わなければならない。

(4) 顧客満足度の向上

顧客には常に誠意をもって対応し、建築物やサービスに関する説明・情報提供を的確に行うほか、質問や要望には速やかに応える。アフターサービスは規準に従って誠実かつ迅速に行う。

(5) 独占禁止法等の遵守

公正な経済活動の推進を目的とした独占禁止法を尊重し、競争を制限する行為（カルテル）や優越的地位の濫用等の不公正な取引方法を行わない。また広告宣伝活動に当たっても、公正競争規約等を遵守する。

(6) 不正競争の防止

不正な手段を用いて他社の企業秘密情報を取得してはならない。また、第三者が不正な手段によって取得したと想定される同情報に関してもこれを取得しない。

(7) 知的財産権侵害行為の禁止

長谷工グループ以外の法人・個人が保有する知的財産権を尊重し、侵害、または不正使用を行わない。

(8) 贈収賄・腐敗行為の防止

公務員、またはこれに準ずる者に対して、不当な利益供与を行わない。またあらゆる企業活動の場において、直接的あるいは間接的に関わらず、顧客や取引先との接待・贈答品およびその他の利益について、商習慣や社会常識の範囲を超えるような授受を行わない。

(9) 寄付行為と政治献金

政治献金や各種団体への寄付等を行う際は、公職選挙法や政治資金規正法等の関係法令を遵守し、必要性・妥当性を十分に考慮して社内規程等に従って行う。

(10) 適正な会計・税務処理

会計及び税務処理に当たっては、公正な会計基準及び関係法令等に従い正確な記載を行う。また適正な会計及び税務処理を実現するため会計・税務のコーポレートガバナンスの維持・向上に努める。

(11) 経営情報の開示

株主・投資家等のステークホルダーに対し、長谷工グループの経営方針、財務内容、事業活動状況等の経営情報を適切な時期に的確な内容で開示する。

(12) 反社会的勢力との関係断絶

反社会的勢力から不当要求を受けた場合はこれを拒絶し、関係する企業との取引等も行わない。また理由の如何を問わず、反社会的勢力を利用してはならない。

4. 社会に貢献する事業活動

(1) 新技術、新商品、新サービスの開発

長谷工グループが展開する事業に常に関心をもち、新しい技術・商品・サービスの開発に貢献できるように努める。

(2) 顧客ニーズに応える商品、サービスの開発・改善

常に顧客の声に耳を傾け、顧客ニーズに応える商品・サービスの開発・改善に貢献するよう努める。

(3) 環境保護活動

あらゆる企業活動の場において、地球温暖化防止、循環型社会の形成、生物多様性の保全等に配慮し、地球環境の保護並びに改善を常に意識して行動する。グループ全体においては、省エネルギー・省資源・CO₂削減・生物多様性の保全等に努める。また、建設事業においては、土壌汚染やアスベスト、産業廃棄物の処理を適切に行い、地球環境の保全に努める。

(4) 社会への貢献

企業の発展は社会と共にある事を認識し、地域防災に貢献する商品の開発等、企業活動を通して積極的に社会への貢献に努める。

5. 会社財産・会社情報の適正な運用、管理

(1) 会社財産の管理と適正使用

会社財産に関しては毀損・盗難等を防ぐよう適切に管理し、私的流用等を行わない。

(2) 会社情報の管理

会社情報を「情報管理規程」等に従って適正に管理し、不適正な開示や漏洩を防止する。業務上知り得た社外情報に関しても同様とする。退職後は在職中に知り得た会社情報・社外情報を利用しない。

(3) 個人情報の管理

業務上の個人情報の取扱いに関しては、「個人情報保護規程類」に従って厳正な管理・保護を行う。

(4) 知的財産権の保全

知的財産権を取得する事が有用でありかつ可能と思われる発明・開発等については、速やかに長谷工コーポレーションまたは所属会社名義にて出願を行い、権利取得後は適切な管理を行う。

(5) 情報システムの運用

会社の情報システムの運用にあたっては、社内規程に従って適正な管理・活用を行い、ID やパスワード管理等のセキュリティ管理を徹底し、情報漏洩の防止に努める。

6. 良好な職場環境

(1) 前向きな企業風土の醸成

自主性と創造性を重視する職場風土をつくり、各人の能力を最大限に発揮すると共に、将来に向けて能力伸張を図れる環境をつくる。

(2) 労働関係法令の遵守

労働関係法令及び社内規程を遵守し、心身の健康維持を図る。また、常に生産性向上の意識を持ち、労働時間の短縮を図れるよう努める。

(3) 労働災害の防止と職場環境の保全

人命尊重を最優先し、労働安全に関する法令及び社内規程を遵守すると共に、安全で良好な職場環境の整備に努める。

(4) ハラスメントの禁止

すべての人の人格尊重に努め、性別や職権・地位等を背景に、個人の尊厳を傷つける言動、不利益や脅威を与える言動であるハラスメントを行わない（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等）。

(5) 政治・宗教活動の禁止

職場内で政治・宗教活動、寄付の強要等、会社の企業活動に関係ない行為を行わない。

7. 不正行為の禁止

(1) 株主権の行使に関する利益供与の禁止

関係法令及び社内規程に従い、いかなる人に対しても株主権の行使にからむ利益の供与、及

び利益の供与と誤認される行為を行わない。

(2) 利益相反行為の禁止

会社と利害関係の対立を起こすような活動には関わらず、競争会社を利する行為を行わない。

(3) インサイダー取引の禁止

関係法令及び社内規程に従い、「インサイダー取引規制」に反する株式等の売買を行わない。

(4) 背任行為の禁止

自己または第三者の利益を図り、若しくは会社に不利益をもたらすことを予め認識した上で、の業務上の契約行為や対外的な約束等を行わない。

(5) その他の不正行為の禁止

金銭・在庫管理上の不正のほか、取引会社との癒着等の不正行為を一切行わない。

8. 運用体制

(1) 本規範の社内への徹底

役職員は本規範の内容を熟知し、業務遂行に当って本規範に従った行動をとる。また、役員・管理職者は、本規範の社内への徹底に務める。

(2) 内部通報相談

長谷工グループ各社の企業活動領域において、法令違反行為、ハラスメント、またはコンプライアンス上問題のある行為を発見した場合には、役職員、その他従業員等からの通報相談を受け付ける窓口を設置する。

(3) 内部通報相談者の保護

不正な目的で通報相談した場合を除き、通報相談者に対して、通報相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを行ってはならない。

附則

本規範の改廃

本規範は、2003年4月1日から施行した行動規範を全面改訂したものである。当該改廃については、グループ決裁権限等一覧に準じて行うものとする。

本規範の管理

本規範に関する問合せ等への対応、教育方針の策定、改訂案の策定等の管理全般は長谷工コーポレーションリスク管理部が行う。

改訂履歴

2003年4月	1日	長谷工グループ行動規範施行
2007年4月	1日	第1回改訂
2012年3月	22日	第2回改訂
2017年1月	1日	第3回改訂
2017年4月	1日	第4回改訂
2018年5月	1日	第5回改訂
2020年4月	1日	第6回改訂